

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
【告示】 ○ 令和六年度県統計調査の実施 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 ○ 保安林の指定施業要件の変更予定 ○ 港湾隣接地域の指定 ○ 海岸保全区域の指定 【公告】 ○ 土地改良区清算人の就職届 ○ 公共測量の実施 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 〃 【選挙管理委員会】 ○ 政治団体の名称等の公表 ○ 政治団体の代表者等の異動 ○ 資金管理団体の名称等の公表		統計分析課 健康推進課 〃 治山課 港湾課 〃 耕地課 監理課 建築指導課 〃 選挙管理委員会 〃 〃	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第四百七十五号

令和六年度において、次の県統計調査を実施する。

令和六年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県消費生活に関する県民意識調査

2 目的

第四次岡山県消費生活基本計画の目標達成度並びに消費生活に関する現状及び課題を分析し、次期基本計画の基礎資料とすることを目的とする。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

岡山県全域

2 属性的範囲

満十八歳以上の県内居住者

三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求める事項

個人の性別、年齢、世帯構成、職業及び居住市町村、エシカル消費の取組状況、キャッシュレス決済の利用状況、インターネット消費の利用状況、消費者教育を受けた経験並びに消費者被害又は消費者トラブルにあった経験

2 その基準となる期日又は期間

令和六年十月一日

四 報告を求める者

約二千五百人

五 報告を求めるために用いる方法

郵送調査及びオンライン調査

六 報告を求める期間

令和六年十月下旬から同年十一月中旬まで

七 実施部課名

県民生活部くらし安全安心課

◎岡山県告示第四百七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年十月二十五日

指定した医療機関

名称

倉敷脳神経内科クリニック

所在地

倉敷市石見町四―六
フィロソフィアビル一階

指定年月日

令和六年十月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

◎岡山県告示第四百七十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和六年十月二十五日

指定を更新した医療機関

名称

まくらぎクリニック

所在地

倉敷市阿知一―八―一〇

岡山県知事 伊原 隆 太

更新年月日

令和六年十月一日

◎岡山県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和六年十月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
赤磐市松木八一八から八二〇まで、八二七、八二八
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
松木八一八から八二〇まで・八二七・八二八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び赤磐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百七十九号

港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条第一項の規定による港灣隣接地域を次のとおり指定する。

令和六年十月二十五日

岡山港 港 湾 管 理 者
岡 山 県
代 表 者 岡 山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

笠岡港笠岡地区

(延長 1,936.4m 方位 真北)

次の1線から66線までの各線と海面とによって囲まれた陸域

1線 岡山県笠岡市笠岡 2369-1 の国土地理院三等三角点「古城山」(北緯 34°

30′ 03.9522″, 東経 133° 30′ 22.7640″) から 119° 46′ 08″ の方向へ距離

209.721m の地点より 136° 29′ 53″ の方向に水際線まで引いた線

2線	1線起点から	223° 19′ 17″	77.748m の地点まで引いた線
3線	2線終点から	186° 22′ 15″	2.478m
4線	3線終点から	257° 28′ 30″	45.969m
5線	4線終点から	162° 35′ 29″	38.525m
6線	5線終点から	72° 14′ 05″	1.272m
7線	6線終点から	162° 14′ 08″	19.026m
8線	7線終点から	257° 20′ 08″	65.927m
9線	8線終点から	295° 16′ 48″	21.736m
10線	9線終点から	348° 28′ 15″	44.034m
11線	10線終点から	257° 12′ 30″	93.990m
12線	11線終点から	266° 42′ 29″	14.680m
13線	12線終点から	278° 11′ 42″	16.879m
14線	13線終点から	290° 48′ 17″	12.895m
15線	14線終点から	296° 11′ 42″	13.434m
16線	15線終点から	231° 36′ 38″	28.365m
17線	16線終点から	322° 00′ 27″	94.296m
18線	17線終点から	340° 41′ 48″	124.791m
19線	18線終点から	101° 40′ 42″	21.327m
20線	19線終点から	32° 51′ 14″	8.116m
21線	20線終点から	123° 51′ 53″	0.546m
22線	21線終点から	32° 10′ 32″	157.271m
23線	22線終点から	325° 25′ 34″	38.675m
24線	23線終点から	319° 33′ 18″	54.680m
25線	24線終点から	322° 07′ 58″	110.118m
26線	25線終点から	226° 08′ 03″	14.897m
27線	26線終点から	286° 11′ 31″	16.306m
28線	27線終点から	331° 05′ 10″	24.660m
29線	28線終点から	49° 10′ 45″	22.094m
30線	29線終点から	322° 08′ 30″	19.548m
31線	30線終点から	327° 18′ 15″	3.501m

令和6年10月25日 岡山県公報 第12646号

32 線	31 線終点から	350° 36' 59"	5. 140m	"
33 線	32 線終点から	7° 43' 35"	4. 455m	"
34 線	33 線終点から	25° 00' 40"	4. 683m	"
35 線	34 線終点から	45° 44' 01"	6. 626m	"
36 線	35 線終点から	45° 33' 06"	55. 588m	"
37 線	36 線終点から	314° 49' 26"	5. 518m	"
38 線	37 線終点から	44° 23' 36"	32. 785m	"
39 線	38 線終点から	318° 37' 12"	11. 939m	"
40 線	39 線終点から	297° 35' 29"	9. 688m	"
41 線	40 線終点から	222° 17' 56"	10. 218m	"
42 線	41 線終点から	298° 50' 20"	7. 327m	"
43 線	42 線終点から	207° 44' 22"	2. 378m	"
44 線	43 線終点から	297° 00' 36"	66. 917m	"
45 線	44 線終点から	226° 05' 54"	23. 240m	"
46 線	45 線終点から	272° 58' 59"	38. 067m	"
47 線	46 線終点から	218° 55' 31"	19. 183m	"
48 線	47 線終点から	284° 11' 06"	3. 085m	"
49 線	48 線終点から	220° 03' 32"	46. 195m	"
50 線	49 線終点から	203° 51' 56"	10. 074m	"
51 線	50 線終点から	194° 14' 40"	9. 880m	"
52 線	51 線終点から	185° 45' 11"	34. 017m	"
53 線	52 線終点から	181° 10' 32"	27. 003m	"
54 線	53 線終点から	178° 31' 58"	50. 889m	"
55 線	54 線終点から	178° 38' 55"	50. 035m	"
56 線	55 線終点から	218° 00' 40"	4. 469m	"
57 線	56 線終点から	177° 52' 52"	55. 228m	"
58 線	57 線終点から	175° 22' 27"	21. 885m	"
59 線	58 線終点から	169° 11' 48"	18. 902m	"
60 線	59 線終点から	164° 05' 07"	16. 218m	"
61 線	60 線終点から	158° 58' 58"	21. 386m	"
62 線	61 線終点から	154° 07' 06"	13. 198m	"
63 線	62 線終点から	52° 33' 49"	2. 407m	"
64 線	63 線終点から	147° 12' 27"	7. 578m	"
65 線	64 線終点から	57° 14' 51"	0. 593m	"
66 線	65 線終点から	57° 12' 17"	の方向に水際線まで引いた線	

◎岡山県告示第四百八十号

海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局建設部井笠地域工務課において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

海 岸 名	区 域
岡山県岡山沿岸笠岡港海岸笠岡地区海岸保全区域 (延長 1,936.4 m 方位 真北)	基点1から基点66までを順次結んだ線、基点66と補助点32を結んだ線、補助点32から補助点1までを順次結んだ線及び補助点1と基点1を結んだ線により囲まれた区域 基点1 岡山県笠岡市笠岡 2369-1 の国土地理院三等三角点「古城山」(北緯 34° 30′ 03.9522″，東経 133° 30′ 22.7640″) から 119° 46′ 08″ の方向へ距離 209.721m の地点 基点2 基点1から 223° 19′ 17″ の方向へ距離 77.748m の地点 基点3 基点2から 186° 22′ 15″ の方向へ距離 2.478m の地点 基点4 基点3から 257° 28′ 30″ の方向へ距離 45.969m の地点 基点5 基点4から 162° 35′ 29″ の方向へ距離 38.525m の地点 基点6 基点5から 72° 14′ 05″ の方向へ距離 1.272m の地点 基点7 基点6から 162° 14′ 08″ の方向へ距離 19.026m の地点 基点8 基点7から 257° 20′ 08″ の方向へ距離 65.927m の地点 基点9 基点8から 295° 16′ 48″ の方向へ距離 21.736m の地点 基点10 基点9から 348° 28′ 15″ の方向へ距離 44.034m の地点 基点11 基点10から 257° 12′ 30″ の方向へ距離 93.990m の地点 基点12 基点11から 266° 42′ 29″ の方向へ距離 14.680m の地点 基点13 基点12から 278° 11′ 42″ の方向へ距離 16.879m の地点 基点14 基点13から 290° 48′ 17″ の方向へ距離 12.895m の地点 基点15 基点14から 296° 11′ 42″ の方向へ距離 13.434m の地点

基点16 の地点	基点15から	231° 36′ 38″	の方向へ距離	28. 365m
基点17 の地点	基点16から	322° 00′ 27″	の方向へ距離	94. 296m
基点18 の地点	基点17から	340° 41′ 48″	の方向へ距離	124. 791m
基点19 の地点	基点18から	101° 40′ 42″	の方向へ距離	21. 327m
基点20 の地点	基点19から	32° 51′ 14″	の方向へ距離	8. 116m
基点21 の地点	基点20から	123° 51′ 53″	の方向へ距離	0. 546m
基点22 の地点	基点21から	32° 10′ 32″	の方向へ距離	157. 271m
基点23 の地点	基点22から	325° 25′ 34″	の方向へ距離	38. 675m
基点24 の地点	基点23から	319° 33′ 18″	の方向へ距離	54. 680m
基点25 の地点	基点24から	322° 07′ 58″	の方向へ距離	110. 118m
基点26 の地点	基点25から	226° 08′ 03″	の方向へ距離	14. 897m
基点27 の地点	基点26から	286° 11′ 31″	の方向へ距離	16. 306m
基点28 の地点	基点27から	331° 05′ 10″	の方向へ距離	24. 660m
基点29 の地点	基点28から	49° 10′ 45″	の方向へ距離	22. 094m
基点30 の地点	基点29から	322° 08′ 30″	の方向へ距離	19. 548m
基点31 の地点	基点30から	327° 18′ 15″	の方向へ距離	3. 501m
基点32 の地点	基点31から	350° 36′ 59″	の方向へ距離	5. 140m
基点33 の地点	基点32から	7° 43′ 35″	の方向へ距離	4. 455m
基点34 の地点	基点33から	25° 00′ 40″	の方向へ距離	4. 683m
基点35 の地点	基点34から	45° 44′ 01″	の方向へ距離	6. 626m
基点36 の地点	基点35から	45° 33′ 06″	の方向へ距離	55. 588m
基点37 の地点	基点36から	314° 49′ 26″	の方向へ距離	5. 518m

基点38 の地点	基点37から	44° 23′ 36″	の方向へ距離	32.785m
基点39 の地点	基点38から	318° 37′ 12″	の方向へ距離	11.939m
基点40 の地点	基点39から	297° 35′ 29″	の方向へ距離	9.688m
基点41 の地点	基点40から	222° 17′ 56″	の方向へ距離	10.218m
基点42 の地点	基点41から	298° 50′ 20″	の方向へ距離	7.327m
基点43 の地点	基点42から	207° 44′ 22″	の方向へ距離	2.378m
基点44 の地点	基点43から	297° 00′ 36″	の方向へ距離	66.917m
基点45 の地点	基点44から	226° 05′ 54″	の方向へ距離	23.240m
基点46 の地点	基点45から	272° 58′ 59″	の方向へ距離	38.067m
基点47 の地点	基点46から	218° 55′ 31″	の方向へ距離	19.183m
基点48 の地点	基点47から	284° 11′ 06″	の方向へ距離	3.085m
基点49 の地点	基点48から	220° 03′ 32″	の方向へ距離	46.195m
基点50 の地点	基点49から	203° 51′ 56″	の方向へ距離	10.074m
基点51 の地点	基点50から	194° 14′ 40″	の方向へ距離	9.880m
基点52 の地点	基点51から	185° 45′ 11″	の方向へ距離	34.017m
基点53 の地点	基点52から	181° 10′ 32″	の方向へ距離	27.003m
基点54 の地点	基点53から	178° 31′ 58″	の方向へ距離	50.889m
基点55 の地点	基点54から	178° 38′ 55″	の方向へ距離	50.035m
基点56 の地点	基点55から	218° 00′ 40″	の方向へ距離	4.469m
基点57 の地点	基点56から	177° 52′ 52″	の方向へ距離	55.228m
基点58 の地点	基点57から	175° 22′ 27″	の方向へ距離	21.885m
基点59 の地点	基点58から	169° 11′ 48″	の方向へ距離	18.902m

基点60 の地点	基点59から	164° 05′ 07″	の方向へ距離	16. 218m
基点61 の地点	基点60から	158° 58′ 58″	の方向へ距離	21. 386m
基点62 の地点	基点61から	154° 07′ 06″	の方向へ距離	13. 198m
基点63 の地点	基点62から	52° 33′ 49″	の方向へ距離	2. 407m
基点64 の地点	基点63から	147° 12′ 27″	の方向へ距離	7. 578m
基点65 の地点	基点64から	57° 14′ 51″	の方向へ距離	0. 593m
基点66 の地点	基点65から	57° 12′ 17″	の方向へ距離	2. 930m
補助点1 の地点	基点1から	136° 30′ 01″	の方向へ距離	53. 717m
補助点2 の地点	基点3から	152° 33′ 20″	の方向へ距離	55. 226m
補助点3 の地点	基点4から	120° 26′ 57″	の方向へ距離	78. 287m
補助点4 の地点	基点7から	121° 04′ 25″	の方向へ距離	77. 400m
補助点5 の地点	基点8から	186° 18′ 40″	の方向へ距離	56. 573m
補助点6 の地点	基点9から	231° 56′ 58″	の方向へ距離	59. 868m
補助点7 の地点	基点10から	212° 56′ 39″	の方向へ距離	76. 400m
補助点8 の地点	基点12から	171° 25′ 02″	の方向へ距離	54. 436m
補助点9 の地点	基点15から	171° 12′ 55″	の方向へ距離	62. 683m
補助点10 の地点	基点16から	185° 30′ 33″	の方向へ距離	75. 633m
補助点11 の地点	基点17から	241° 53′ 10″	の方向へ距離	52. 847m
補助点12 の地点	基点18から	311° 25′ 33″	の方向へ距離	106. 810m
補助点13 の地点	基点19から	337° 57′ 32″	の方向へ距離	63. 719m
補助点14 の地点	基点22から	267° 38′ 57″	の方向へ距離	63. 851m
補助点15 の地点	基点24から	232° 35′ 06″	の方向へ距離	54. 203m

補助点16 の地点	基点24から	266° 32′ 42″	の方向へ距離	65. 893m
補助点17 の地点	基点25から	178° 24′ 48″	の方向へ距離	90. 402m
補助点18 の地点	基点26から	191° 22′ 59″	の方向へ距離	51. 082m
補助点19 の地点	基点27から	212° 40′ 32″	の方向へ距離	61. 449m
補助点20 の地点	基点28から	278° 43′ 50″	の方向へ距離	68. 333m
補助点21 の地点	基点29から	283° 26′ 11″	の方向へ距離	64. 067m
補助点22 の地点	基点32から	275° 34′ 22″	の方向へ距離	51. 612m
補助点23 の地点	基点35から	308° 04′ 10″	の方向へ距離	52. 026m
補助点24 の地点	基点38から	255° 40′ 06″	の方向へ距離	90. 477m
補助点25 の地点	基点44から	199° 58′ 06″	の方向へ距離	52. 656m
補助点26 の地点	基点51から	106° 31′ 54″	の方向へ距離	50. 375m
補助点27 の地点	基点55から	88° 53′ 38″	の方向へ距離	53. 300m
補助点28 の地点	基点56から	88° 37′ 18″	の方向へ距離	53. 506m
補助点29 の地点	基点57から	92° 29′ 12″	の方向へ距離	53. 890m
補助点30 の地点	基点59から	78° 09′ 57″	の方向へ距離	53. 755m
補助点31 の地点	基点60から	81° 37′ 34″	の方向へ距離	54. 988m
補助点32 の地点	基点66から	65° 29′ 52″	の方向へ距離	47. 098m

〔五五〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。
令和六年十月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称		住 所
二 就職清算人		
就職清算人氏名		
目瀬 精一	津山市瓜生原	一八四七
森 尚之	〃	一七五八
森 英昭	〃	一八三八
山口 雅照	〃	一四三二
森 圭吾	〃	一八二一
森 泰三	〃	一八二九
小林 幸二	〃	一四二二―一
森 伸治	〃	一七七五

〔五五一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町下 二ヶ地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和六年十月十日から同年 十二月二十七日まで	測 量 期 間

〔五五二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月二十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市高屋字屋田四五二番四、四五三番三、四五四番五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区湊三四一番地九オーションⅢ一〇一

田中 麻帆

三 許可年月日及び許可番号

令和六年八月二十七日岡山県指令建指第二二四号

令和6年10月25日 岡山県公報 第12646号

〔五五三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年十月二十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
倉敷市八王寺町一四九番地八

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市宿字池ノ下一六九三番一

三澤 貴子

三 許可年月日及び許可番号

令和六年九月二日岡山県指令建指第二三七号

◎岡山県選管告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
令和六年十月二十五日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

うねめよりえ後援会

前野ひろゆき後援会

柳本益裕後援会

吉田ひでき後援会

代表者の氏名

采女 資恵

住田 光生

山成 洋

吉田 英樹

会計責任者の氏名

采女 資恵

前野 洋行

花川 欣晴

吉田 英樹

主たる事務所の所在地

美作市和田四一

高梁市松原町神原一八七七

井原市芳井町吉井六二〇

倉敷市中庄二三三八―七レ―ペンハイム中庄三〇四号

岡山県選挙管理委員会
委員長

大林 裕一

届出年月日

令和六・九・三〇

〃 九・九

〃 九・六

〃 九・一九

◎岡山県選管告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年十月二十五日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大林裕一

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項

石井まさひろ後援会

末長範彦 代表者の氏名

住民こそ主人公・県民の会

中島純男 主たる事務所の所在地

会

新倉淳後援会

岡崎輝明 代表者の氏名

平松久幸後援会

平松久幸 会計責任者の氏名

山名まさあき後援会

山名正晃 主たる事務所の所在地

新

末長範彦

岡山市北区大供二―二―三

岡崎輝明

岡崎輝明

小林誠

総社市中央四―三―一〇四 二F

旧

中島博

岡山市北区西島田町四―二五

田村昭一

上杉明生

総社市溝口一四三―一五

異動年月日

令和六・九・三

〃 九・二二

〃

〃 八・三〇

〃 九・一二

〃 九・一九

◎岡山県選管告示第九十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。
令和六年十月二十五日

岡山県選挙管理委員会			
委員長		大 林 裕 一	
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地
吉田 英 樹	倉敷市議会議員	吉田ひでき後援会	倉敷市中庄二三四八―七レ―ベンハイム中庄三〇四号
		令和六	・ 九・一八